



実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等 の検討状況

令和5年6月19日

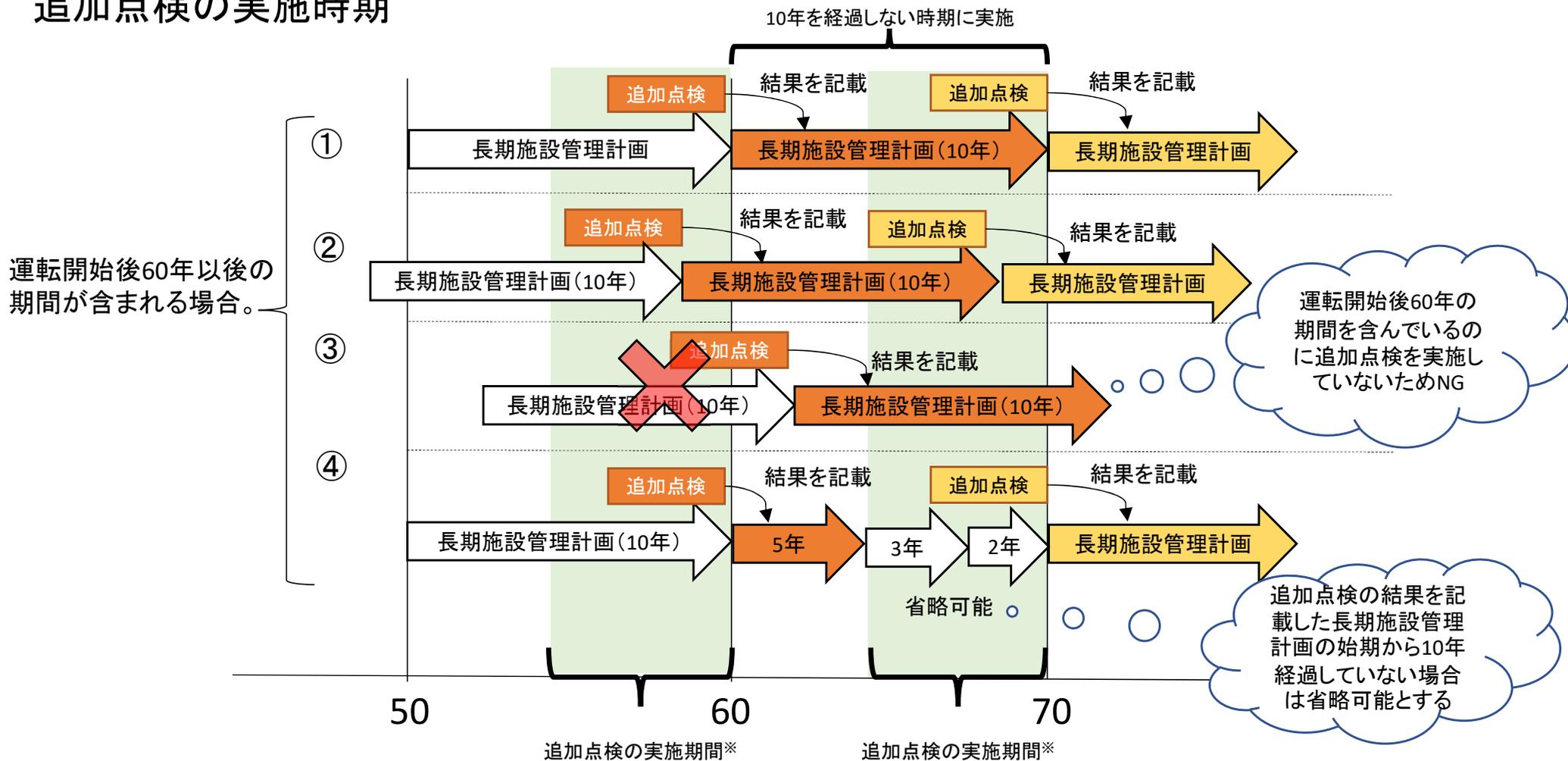
高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム



追加点検の実施時期

- 前回の検討チームでの議論を踏まえて、追加点検の実施時期については特別点検の実施時期を踏まえて運転開始後55年を経過する日以降に実施するものとし、それ以降の追加点検の実施についても認可を受けようとする長期施設管理計画の5年前以降を目安に実施するものとする。ただし、実施時期について原子力規制委員会の事前確認を受けた場合は、当該確認を受けた時期に実施することも可能とする。

追加点検の実施時期



※特別点検の実施時期を踏まえて運転開始後55年を経過する日以降に実施するものとし、それ以降の追加点検の実施についても認可を受けようとする長期施設管理計画の5年前以降を目安に実施するものとする。

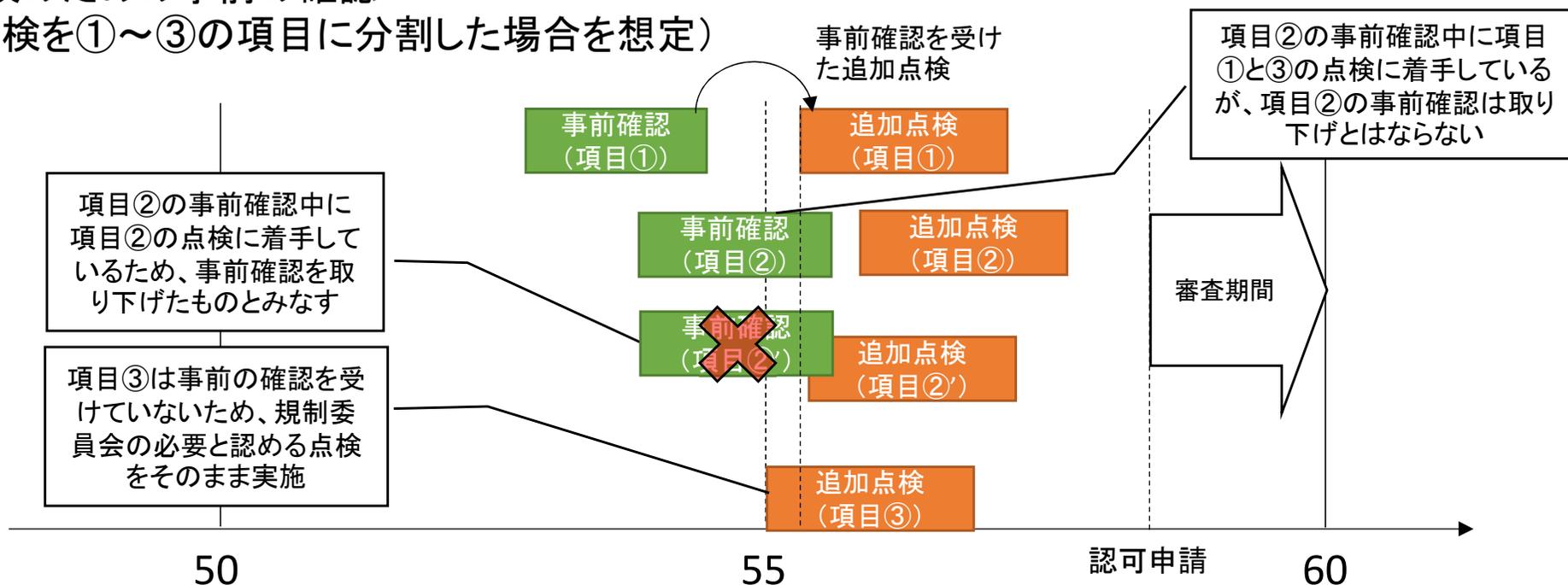


追加点検のための事前の確認

- 追加点検（2回目以降の特別点検）に関する実施方法及び実施時期に関する事前確認ができる仕組みを設けることとする。事前確認の仕組みは、事業者に対する予見性を与えるための仕組みである。
- 追加点検は複数の点検項目があることから点検項目ごとに分割して追加点検を実施することが想定され、分割した点検項目ごとに事前確認を受けることも可能である。
- 上記のとおりこの仕組みは予見性を与えるための事前確認であるため、追加点検の実施方法・実施時期について事前確認の申請をした場合に、その申請した点検項目に着手した場合には、当該申請について取り下げたものとする。
- なお、追加点検については、特別点検で実施する項目に加えて「使用履歴や最新知見を踏まえて実施する必要のある点検」を実施することを求めている。この点検についても事前確認の対象となるが、原子力規制委員会として実施することが必要と認める点検が明らかになった場合には、事前確認として実施するのではなく、特別点検・追加点検の項目を定めている審査基準を改正すること等により点検を求めることとなる。

追加点検のための事前の確認

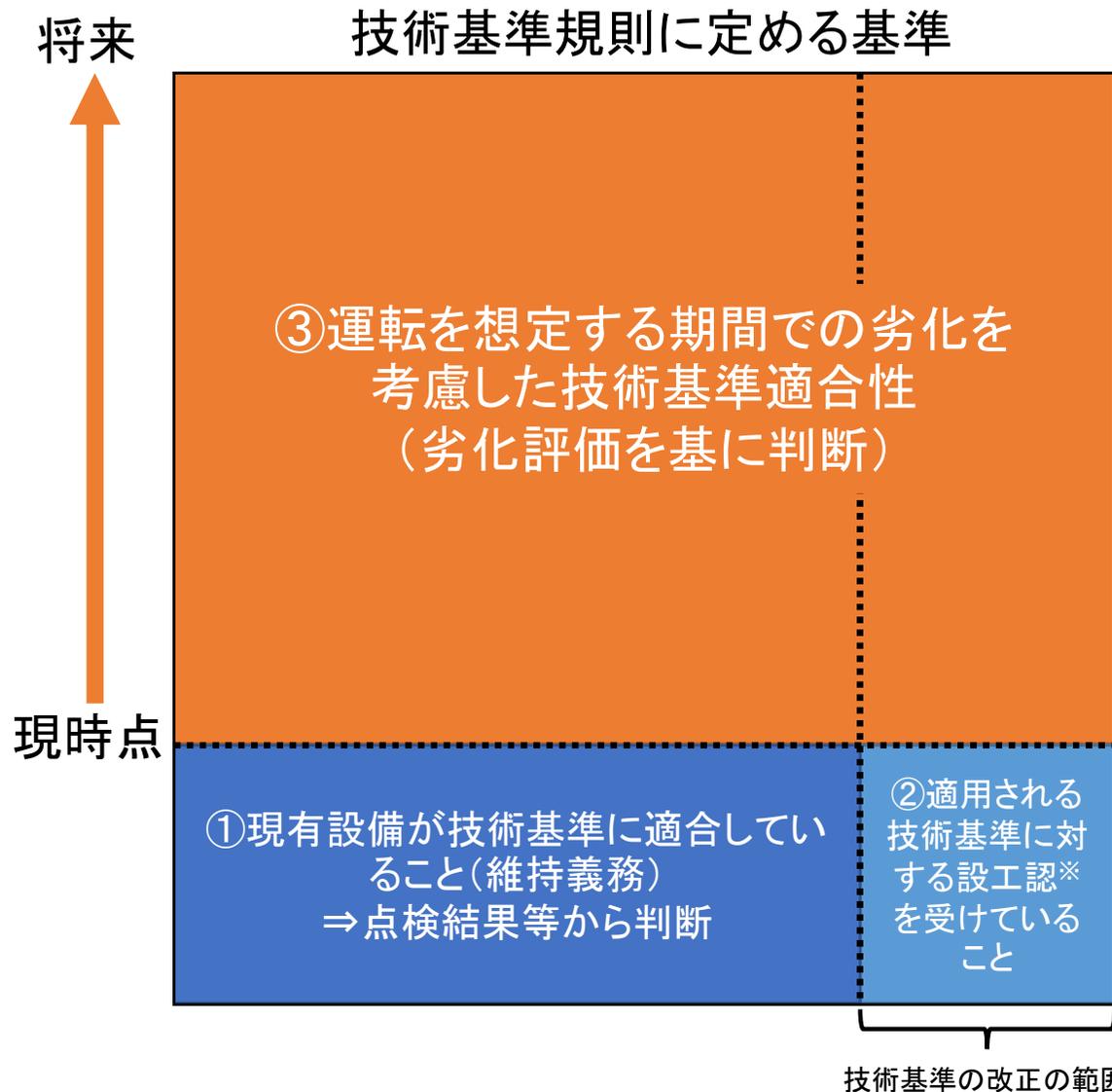
(追加点検を①～③の項目に分割した場合を想定)



長期施設管理計画の基準適合性(3号要件)の審査の視点



- 長期施設管理計画は、「運転しようとするとき」にその規制がかかることになることから、バックフィット等で技術基準が改正されたときには、最新の技術基準に適合することが設置変更許可や設計及び工事計画の認可等で確認されていることが前提(現行の運転期間延長認可制度と同様)。
- その上で、発電用原子炉の安全を確保するために必要な設備が、運転を想定する期間での劣化を考慮しても技術基準に適合することを確認する。



技術基準適合性の確認の視点

- ① 既に設置されている設備が技術基準に適合していることが確認されたものであること。
- ② 最新の技術基準に対する設計及び工事の計画の認可等※を受けていること。
- ③ 既に設置されている設備(①)及び今後設置される設備(②)に対して、運転を想定する期間での劣化を考慮しても技術基準に適合すること

※設計及び工事の計画の届出を含む。

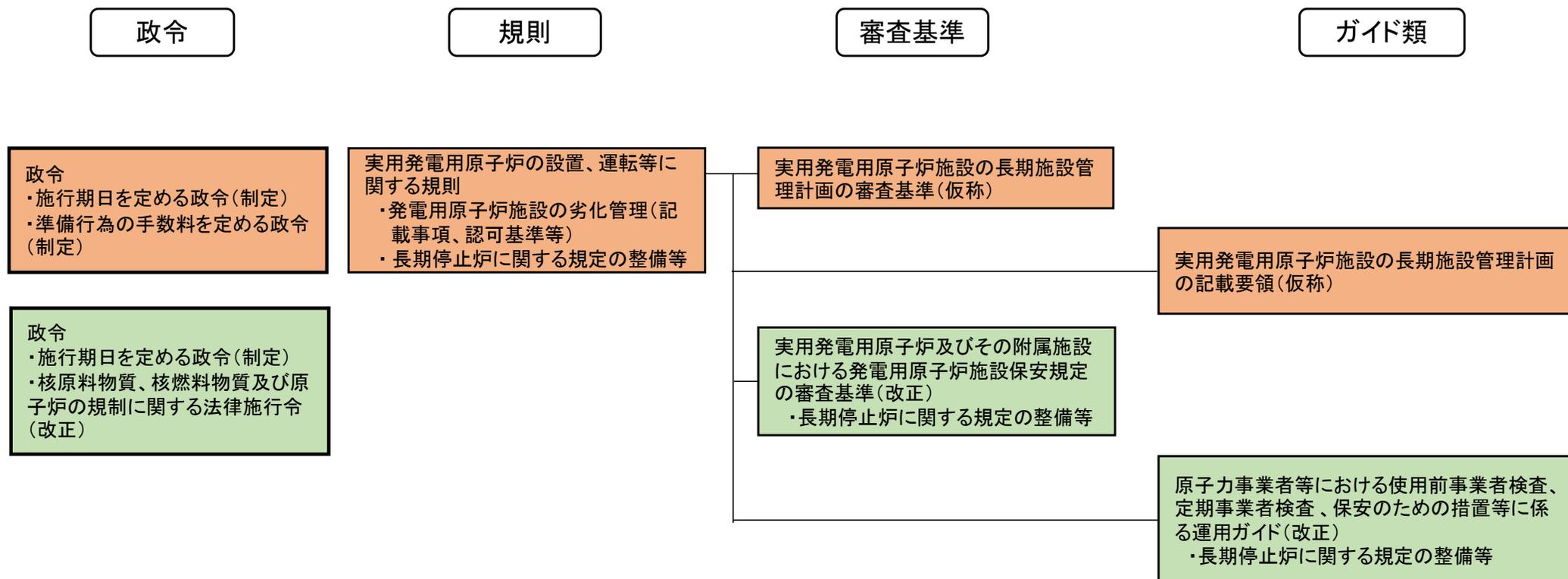


- 改正法※では、長期施設管理計画の認可制度(以下「新制度」という。)の施行に関する規定は公布日(令和5年6月7日)後2年以内に、新制度への円滑な移行を行うための準備をするための手続(以下「準備行為」という。)に必要な規定は公布日後6か月以内に施行することとされており、規則の施行日も改正法と同様とする。

※脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第44号)

- 準備行為は、新制度施行前であってもあらかじめ、発電用原子炉設置者が長期施設管理計画の認可を受けることを可能とするものである。準備行為については、現行制度下で既に原子力規制委員会として確認している内容を活用して審査を行うものであり、その対象に60年超の発電用原子炉は含まれない。このため、60年超の長期施設管理計画の申請の際に実施が必要となる追加点検のための事前確認については準備行為の対象外とする。
- 特別点検の位置付けについては新制度においても変わらず、特別点検を実施せずに運転開始後40年を超えて運転をすることは認められないものである。現行制度下において特別点検を実施し、原子力規制委員会の認可を受けた発電用原子炉施設については、運転開始後40年を超えて運転することが可能となっているものであり、現行制度と新制度において特別点検の実施項目・実施内容に変更はないことから、このような発電用原子炉施設に関する新制度の特別点検については、現行制度下で実施した特別点検をもってこれに代えることができるものとする。

(参考)各段階で制定・改正等が必要となる主な法令等



凡例

準備行為の施行(公布後6か月以内)

本施行(公布後2年以内)

(※)上記の改正等に伴い形式的な変更が必要な規定の整備等を行う